

# 町会員会則

練馬区

西大泉連合町会

町会事務所 西大泉5-5-1

TEL&FAX 3922-4126

# 西大泉連合町会会則

## 第1章 名称及び目的

(名称)

第1条 この会は西大泉連合町会と称する。

(事務所) この会は、事務所を練馬区西大泉5丁目1番1号に置く。

第2条

(目的)

第3条 この会は、会員の和の精神を基調として、相互の緊密なる連携強化を図り、会員の福祉増進と文化的かつ楽しく住みよい町づくりを目的とする。

## 第2章 事業及び構成

(事業)

第4条 この会は前条の目的を達成するため次に掲げる活動を行う。

総務担当	連合町会諸事業の推進、諸行政官庁対応
催事担当	地区祭、盆踊り、その他催事
消防担当	地区防災、避難拠点運営連絡会、石神井消防団第7分団
環境担当	清掃事業リサイクル運動、緑の運動の推進
青少年担当	青少年地域団体対応、地下鉄大江戸線推進
防犯部	地域防犯安全活動の推進担当
女性部	女性部の育成、清掃事業地域指導、女性部防災担当
交通部	地域交通安全の推進
事務局	共通事務全般、会の広報、日赤大泉西分団担当

なお、事務局の細部については、運営細則で定める。

(構成)

第5条 この会は、この会に賛同する西大泉1丁目から6丁目、西大泉町、学園町一部居住者及び南大泉6丁目一部居住者（以下、泉台という）をもって構成する。

- (1) この会の会則に賛同し入会しようとする者は、班長若しくは支部長に所定の入会申込書を提出し、所属町会に加入するものとする。
- (2) この会は、総会の決議によって必要と認めた場合は、他の自治会又は親睦会を併合することができる。

## 第3章 役員

(役員)

第6条 この会に、次の役員を置く。

- |                 |    |
|-----------------|----|
| (1) 会長 (各丁目会長)  | 1名 |
| (2) 副会長 (各丁目会長) | 6名 |
| (3) 各丁目副会長      | 7名 |
| (4) 会計          | 1名 |
| (5) 監査          | 2名 |

(役員を選任)

第7条

- (1) 任期満了に伴う、役員を選任については出席役員の過半数の議決をもって選出する。
- (2) 総会において、各丁目副会長と若干名の支部長による選考委員会を構成し、その中から選考委員長を選出、上記(1)で選出された役員について、検討した結果を委員長から報告する。
- (3) 上記(2)の内容について、総会出席者の過半数の同意により決定する。
- (4) 支部長、副支部長、および班長は支部内から選出する。

(職務権限)

第8条

- (1) 会長は、この会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故があった場合は、その職務を代行する。
- (3) 支部長は、支部の班長及び会員を招集して議事を協議する。
- (4) 会計は、会計事務を担当する。
- (5) 監査は、会計事務を監査する。

(顧問及び相談役)

第9条 この会に、顧問及び相談役を置くことができる。

- (1) 顧問・相談役は役員会において推薦し、出席者の過半数の同意により決定し、会長が委嘱する。
- (2) 相談役は役員会の諮問に応じるとともに、役員会に対して助言を行うことができる。
- (3) 相談役とは会長職を退任した人及び現職の議員とする。
- (4) 顧問とは議員職を退任した人で任期は2年とする。

(専門委員)

第 10 条 特別の事項を処理するために専門委員を置くことができる。

(役員任期)

第 11 条 役員任期は 2 年とする。ただし再任は妨げない。補欠役員任期は前任者の残存期間とする。役員は任期満了後でも、後任者が就任するまでその職務を行う。

2

## 第 4 章 総会及び役員会

(総会)

第 12 条

- (1) 総会は、この会の最高の議決機関であって、役員及び新旧支部長（支部長の代理として新旧副支部長を含む。以下同じ。）をもって構成する。
- (2) 総会は、会長が招集し毎年 4 月に開催する。予算・決算・年度事業計画及び役員改選を審議し議決する。
- (3) 議決は、出席会員数の過半数とする。
- (4) 総会の司会は、総務担当が掌り、議長は出席会員から互選する。

(役員会)

第 13 条

- (1) 役員会は、総会に次ぐ議決機関であって役員をもって構成する。
- (2) 役員会は、次の場合、会長がこれを招集する。
  - イ. 役員 3 分の 1 以上の要請があったとき
  - ロ. 支部長 5 分の 1 以上の要請があったとき
  - ハ. 役員会は役員総数の 2 分の 1 以上をもって成立し、議決は過半数とする。可否同数のときは会長が決するところによる。
- (3) 役員会は次の事項を決めることができる。
  - イ. 事業運営の基本方針
  - ロ. 予算の編成
  - ハ. 決算
  - ニ. その他 この会に必要な事項

(議事録)

第 14 条 総会及び役員会の議事録は事務局で保管する。

## 第 5 章 会計及び資産

(会費)

第 15 条

- (1) この会の会務運営上必要な経費に充当するため会費を徴収する。
- (2) この会の会費は年額 1、500 円とする。  
ただし、10 月期以降の加入については 750 円とする。
- (3) 既納の会費は、如何なる理由にても返戻しない。
- (4) 会費は天変地災等により大きな打撃を受けた会員からは向後 6 カ月間徴収しない場合がある。

3

(資産の種類)

第 16 条 この資産は、基本財産および運用財産とする。

(基本財産)

第 17 条 基本財産は下に掲げる財産とする。

- (1) 基本財産として記載または認められた財産

(運用財産)

第 18 条 運用財産は下に掲げる財産とする。

- (1) 会費
- (2) 財産以外の寄附金
- (3) その他の収入金

(予算の編成)

第 19 条

- (1) この会の収入、支出は毎年度の予算をもって定める。
- (2) この予算は役員会において編成する。

(補正予算)

第 20 条 事由により本予算の追加又は修正の予算編成を行う。

(会計年度)

第 21 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(特別会計)

第 22 条 特別会計は必要があるとき役員会の議決を経て設けることができる。

(決算の承認)

第 23 条 収入・支出の決算は毎年会計年度終了後 30 日以内に作成し、監査を経て總會の了承を得なければならない。

(経費の支弁)

第 24 条 この会の経費は、運用資産をもって支弁する。

(剰余金の処理)

第 25 条 剰余金が生じた場合は、役員会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り入れるものとする。

## 第6章 報奨及び弔慰

(報奨金)

第 26 条の 1 この会に、特に功労があった者に対して、役員会の議決をして表彰することができる。報奨金は、役員会で決めるものとする。

(見舞金)

第 26 条の 2 (1) 病気見舞い・入院 14 日以上の場合 役員 5 0 0 0 円  
(2) 事故等の場合の見舞いについては、会長・副会長（第 6 条の(1)(2)を言う。以下同じ。）で決める。

(弔慰金)

第 26 条の 3

(1) 顧問・相談役と第 6 条に該当する役員	1 0, 0 0 0 円
(2) 上記の配偶者	5, 0 0 0 円
(3) 会員	3, 0 0 0 円
(4) 会員の配偶者	3, 0 0 0 円
(5) 会員の同居の家族	3, 0 0 0 円

## 第7章 付則

第 27 条

この会則を施行するために必要な細則及び会則に定めない必要事項は、役員会の議決を経て別に定めることができる。

第 28 条

この会則を変更しようとするときは、総会の議決によるものとする。

第 29 条

この会則は、昭和 56 年 4 月 1 日から実施する。

この会則は、平成 2 年 1 月 1 日付にて補足修正した。

この会則は、平成 16 年 1 月 1 日付にて修正補足した。

この会則は、平成 21 年 5 月 9 日付にて補足修正した。

この会則は、令和 6 年 4 月 1 日付にて補足改訂した。